

空き家バンクの手続き

ー空き家を売りたい・貸したい方ー

1. 空き家バンクへの登録申し込み

売却・賃貸物件の提供を希望される方は、

- ・「空き家バンク登録申込書（様式第1号）」
- ・「空き家バンク登録カード（様式第2号）」

に必要事項を記入し、担当課に提出してください。（郵送可）

2. 空き家の現地調査

- ・ 登録申し込みのあった物件に担当者と兵庫県宅地建物取引業協会三田・丹波支部の担当事業者が伺い、所有者（又は管理者）立会いのもと調査を行います。
- ・ 登録申し込みの内容に間違いがないか確認し、空き家バンクホームページ掲載に必要な写真撮影を行います。

3. 空き家バンクへの登録・公開

- ・ 所有者に調査結果を通知し、空き家バンクに登録します。
- ・ 登録された物件は空き家バンクホームページで公開し情報の提供を行います。

4. 物件の交渉

- ・ 市は、利用希望登録者から申し込みがあった場合、物件所有者と担当事業者へ連絡します。その後、担当事業者を介して交渉となります。
- ・ 契約、交渉は担当事業者が行います。市は関与しません。

5. 交渉が終了したら

- ・ 担当事業者が空き家バンク登録物件交渉結果報告書（様式第13号）を市・担当課に提出します。

※1. 登録事項に変更があったとき

- ・「空き家バンク登録変更届出書（様式第4号）」
- ・「空き家バンク登録カード（様式第2号）」

に、登録事項の変更内容を記入し、担当課に提出してください。（郵送可）

※2. 登録を取り消したいとき

「空き家バンク取消願い書（様式第5号）」に必要事項を記入し、担当課に提出してください。（郵送可）